

# 環境施策の概要

## 現 状

環境問題は、昭和 30 年代後半からの高度経済成長期には大気汚染、水質汚濁、土壌汚染や事業活動による騒音、振動、悪臭などが公害問題として取り上げられていました。その後、昭和 50 年代後半になると関係法令等の整備により発生源規制の強化や企業の公害対策が行われたことにより、産業型公害は大幅に改善されました。

一方、私たちの生活は豊かになった反面、大量生産と大量消費の生活活動を通じて環境に負荷を与えてきました。昭和 60 年代から、オゾン層の破壊や生態系の破壊など国際的な規模での環境問題への対応が課題となっています。特に温室効果ガスの排出による地球温暖化問題は、平成 9 年（1997 年）の地球温暖化防止京都会議を皮切りに、平成 25 年（2013 年）から 26 年（2014 年）にかけて国連の I P C C による第 5 次評価報告書が公表され、温暖化の主な要因が人間活動である可能性が極めて高く深刻化していることが明らかになり、喫緊の課題としてその対応が求められています。

## 今後の課題

区は、平成 18 年度に「練馬区環境基本条例」を施行するとともに、「環境都市練馬区宣言」を行いました。国際的な環境への取組や法制度の整備がなされる一方で、地球温暖化などの課題はますます大きくなってきています。その後、地球温暖化対策における国内外の動向を踏まえ、平成 21 年 3 月に「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」を、平成 22 年 12 月には、区の環境施策の柱となる「練馬区環境基本計画 2011」を策定しました。

これらの計画のもとに、今後は区民、事業者および区の三者が主体となって、温室効果ガスの削減をはじめとする環境負荷の低減など持続可能な社会の構築を目指していきます。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は区の環境施策にも大きな影響を及ぼしています。特に、原子力発電所の事故の影響により、区は節電対策や放射線対策などの取組も行っています。更に、エネルギー問題が大きな課題となっており、区では平成 24 年度から制限付き一般競争入札により新電力から電力調達を開始し、その後も対象施設を増やしてきました。今後、国や都のエネルギー政策や地球温暖化対策の動向について注目する必要があります。

今後とも区は区民、事業者、国、都との連携・協力をさらに深め、環境都市練馬区の実現に向け、取組を積極的に進めていきます。

## 環境施策の主な取組

### (1) 歩行喫煙対策の取組

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」（平成 22 年 4 月 1 日施行）の周知を図っています。「マナーアップ指導員」が駅周辺を巡回し、歩行喫煙やたばこのポイ捨て等の禁止を呼び掛け、安全で快適な歩行空間を確保するため注意指導を行っています。

### (2) 地球温暖化対策設備設置等補助制度

地球温暖化対策の一環として、平成 18 年度から、太陽光発電設備や家庭用燃料電池システムなどの設備を設置した区民に対し、設置費用の一部を補助しています。平成 22 年度から小規模事業者に対しても補助を行っています。平成 26 年度は、7 種類の設備のメニューで補助を行います。

平成 25 年度は、838 件の補助金を交付しました。

### (3) PM2.5 対策

区内には東京都の測定局が 3 か所あり、1 時間ごとの速報値がリアルタイムで都ホームページ上に公開されています。練馬区でも PM2.5 についてのホームページを設け、PM2.5 の速報値へのリンクを掲載するなど、情報を提供しています。

### (4) ねりま eco チャレンジ！打ち水大作戦

打ち水は電気等のエネルギーを使わず誰でも手軽にできる環境行動であるために、その効果や楽しさを広く周知・啓発しています。

平成 26 年の夏は、区主催で打ち水イベントを行い、区報・ポスター等により、温暖化対策やヒートアイランド対策に積極的に取り組んでいただくことを目指しました。

### (5) 節電対策

東日本大震災以降、区立施設では照明の削減などによる節電を行っており、平成 24 年度からは夏季節電目標および節電計画を年度計画へ一本化しました。計画では、夏季節電対策として照明の間引きや室温の 28℃ 設定などにより、区立施設全体において電力使用量を原則平成 22 年度比 15% 以上の削減を目標として取り組み、その結果目標を上回る約 17% の節電を達成しました。

平成 26 年度も 15% 以上の節電に取り組んでいます。

## (6) 環境に配慮した電力調達

区では、電力調達先の多様化および環境にやさしい電力供給を受けるため、平成 24 年度に初めて制限つき一般競争入札を行い、新電力（PPS）から電力を調達しています。入札に際し、各電力会社から発電時に発生する二酸化炭素の排出量など審査し、練馬区の基準を満たす会社のみ応札可能な仕組みを導入し、温室効果ガス削減に取り組みました。平成 26 年度は 20 施設増加して 155 施設に拡大しました。

## (7) アスベスト規制の強化

平成 26 年 6 月に大気汚染防止法や都民の健康と安全を確保する環境に関する条例が一部改正施行されたことに合わせて、練馬区アスベスト飛散防止条例を一部改正し施行しました。

発注者の責任を明確にするために、届出義務者を施工者から発注者へ変更したほか、受注者が事前調査結果を発注者へ文書により説明するとともに、結果を掲示することを義務づけました。